事　務　連　絡
令和５年 12 月 14 日

各都道府県教育委員会社会教育担当課
各指定都市教育委員会社会教育担当課　　御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育法第 23 条第１項第１号の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 23 条第１項第１号の解釈については、従前より平成 30 年 12 月 21 日付け事務連絡「社会教育法第 23 条第１項の解釈の周知について（依頼）」において、「本規定の趣旨は、公民館が、法第 20 条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」とするなど周知を図ってきたところです。

「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）」（令和５年３月８日）では、民間企業やNPO等との連携促進のため、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、法第 23 条第１項第１号の解釈の更なる周知を図ることとしています。そこで、文部科学省が実施した法 23 条第１項第１号に関するアンケート調査（令和５年５月９日～６月 12 日）の結果も踏まえ、各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施し得る事業の具体的な事例を別紙のとおり改めて示すこととしました。本事務連絡については、公民館の積極的な活用に向けた、各地域における検討の一助となれば幸いです。貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会(＊)に対し、市町村教育委員会（＊）におかれては、域内の公民館に対し、本件について十分な周知を図られるとともに、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう、必要な指導・支援をお願いします。また、指定管理者制度等を導入している場合は、指定管理者等にも本件が周知されますようお願いいたします。

＊地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第１項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものを管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。

（参照条文）

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（目的）

第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の運営方針）

第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。

一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二　（略）

２（略）

（参考）

○「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）」（令和５年３月８日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1330378_00002.htm

【本件連絡先】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
T E L：03-5253-4111（内線 2977）
e-mail: chisui@mext.go.jp

（別紙）

公民館で実施し得る事業の具体的な事例

① 公民館が主体で行うもの

・公民館講座において講座の維持・継続に必要な受講料を徴収する。
・公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。
・公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。
・映画館のない地域において、地域住民の教養の向上のために映画を上映するにあたり、相応の入場料を徴収する。
・高齢化が進む状況を踏まえて、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼する。
・地域住民のレクリエーションとして著名人等のコンサートやイベントを開催し、その際にグッズの販売を認める。

②公民館以外が主体となって行うもの

・イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物の販売を認める。
・地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、循環型社会の推進や地域住民の交流に寄与するものと判断し、公民館の貸し出しを認める。
・大人数が集まれる会場がない地域において、地域にある学校の行事や民間会社等の会議に公民館の貸し出しを認める。
・金融機関が少ない地域において、住民の利便性に寄与するため、公民館内に ATM や金融機関の支店の設置を認める。
・いわゆる買物弱者を支援するため、公民館内にスーパーマーケットの出店を認める。
・地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める。
・地域の伝統的行事の一環としてのお菓子の販売を、伝統行事存続のため、公民館での販売を認める。
・地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシェの開催を認める。
・本場のクラシック音楽になかなか触れることが難しい地域において、地域住民の文化的教養の向上に資することから有償の入場料でのクラシックコンサートの開催を認める。
・ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域のこどもの体力や学力向上のため、月謝制のこども向けダンス教室や塾の開催を認める。
・法第 20 条で規定する公民館の目的に資するとして実施を認めた営利事業における事業所の名称について、立地を表すものとして〇〇公民館店や〇〇公民館校など、公民館名の利用を認める。
・理容室や美容室が少ない地域において、地域住民の公衆衛生の向上の観点から、定期的に理容室や美容室に公民館の貸し出しを認める。
・入札等の公正な方法により施設命名権（ネーミングライツ）を売却する。

※これらは本年文部科学省が実施したアンケート等で得られた活動の事例の一部です。